

建設業者の社会保険等未加入対策について

国土交通省では、建設産業の担い手の確保と健全な競争環境の構築のため、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の加入に向けた総合的な対策を進めているところです。このことは、全国的に行政、建設業界など関係者が一体となった取組となっています。

本市では、すでに入札参加資格審査申請の登録要件として社会保険等加入を求めています。が、平成30年度からは次の対策を講じることからお知らせします。

○建設業者の社会保険等未加入対策

平成30年4月1日以降に入札手続きを開始するすべての工事について、建設工事請負契約約款を改正し、一次下請負人は、原則として社会保険等加入者に限定する。

なお、建設業許可業者であっても社会保険等への加入が適用除外の者は対象外とする。

（確認方法等）

- ・提出された施工体制台帳により確認する。
- ・未加入が確認された場合、加入を求め、改善されない場合は契約違反に該当しペナルティを設ける。

なお、平成30年度は周知期間とし、措置内容等は平成31年度実施に向け設定する。

問合せ先

野洲市総務部総務課契約管財担当

電 話 077-587-6038

F A X 077-587-4033

Email soumu@city.yasu.lg.jp